

一般社団法人 公認心理師の会認定 専門公認心理師 資格認定規程

第1条 一般社団法人公認心理師の会（以下、本会という。）は、国民の心の健康の保持増進ならびに公認心理師のスキルアップとキャリアアップのために、分野別の「専門公認心理師」の資格を認定する制度を設ける。

第2条 「一般社団法人 公認心理師の会認定 専門公認心理師」資格認定は、本規程の定めるところによる。

（資格制度の目的）

第3条 「専門公認心理師」資格は、本会の会員である公認心理師が、科学者－実践家モデルおよびエビデンスにもとづく実践という本会の設立理念にもとづいた心理的支援の知識と技能を有すること、ならびに継続的な研鑽による資質の維持・向上を目指す態度を有することを認定する。本資格制度によって資格者がキャリアアップをめざすものとなることが目的である。

（コンピテンスリストに基づく認定）

第4条 資格審査は、専門公認心理師として備えておくべき知識・技能の内容をもとに別に定めたコンピテンスリストにもとづいて行う。

（資格の名称）

第5条 本会は、公認心理師の実践分野を代表する5分野に応じて、6つの専門公認心理師の資格を認定する。資格認定を申請する者は、いずれか希望する資格を選択することとする。複数の資格認定を申請することも可能である。

- （1）一般社団法人 公認心理師の会認定 医療専門公認心理師
- （2）一般社団法人 公認心理師の会認定 福祉専門公認心理師
- （3）一般社団法人 公認心理師の会認定 教育専門公認心理師
- （4）一般社団法人 公認心理師の会認定 司法・犯罪専門公認心理師
- （5）一般社団法人 公認心理師の会認定 嗜癖専門公認心理師
- （6）一般社団法人 公認心理師の会認定 産業・労働専門公認心理師

（資格認定の条件）

第6条 資格認定を申請する者は、次の全項目に該当しなければならない。

- （1） 公認心理師の資格を有する者
- （2） 本会の会員である者
- （3） 資格認定を希望する分野のコンピテンスリストの各項目について、それを有していることをaからgのうち、各分野で指定された方法で証明できること
 - a 本会が主催する研修会等の受講
 - b 本会が主催する研修会等の講師
 - c 他団体が行った研修会等のうち本会が認定したものの受講

- d 他団体が行った研修会等のうち本会が認定したものの講師
- e 推薦書
- f 症例報告もしくは研究発表等の業績
- g 指定された領域での経験年数

(資格申請)

第7条 資格認定を申請する者は、所定の申請書、証明書等に審査料を添えて本会宛に申請する。

(審査方法)

第8条 資格審査は書類審査によって行う。資格の審査結果は理事会の議を経て決定される。

(審査料と資格登録料)

第9条 審査料と資格登録料は細則にて定めることとする。

(名簿と認定証)

第10条 認定を受けた者は、本会の専門公認心理師名簿に登録される。登録された者には認定証を交付する。

(資格の更新)

第11条 認定証の有効期限は5年であり、細則に定める手続きを経て更新することができる。

(資格の喪失事由)

第12条 次の各号のいずれかに該当する場合は、理事会の決議により、専門公認心理師の資格を喪失または停止する。

- (1) 本会を退会したときは専門公認心理師の資格を喪失する。
- (2) 公認心理師法第32条に基づいて公認心理師の取り消しを命じられたときは専門公認心理師の資格を喪失し、期間を定めて公認心理師の名称及びその名称中における心理師という文字の使用停止を命じられたときは専門公認心理師の資格を停止する。
- (3) 本会の倫理委員会が会員資格の停止を決定したときは専門公認心理師の資格を停止する。
- (4) 専門公認心理師の認定の更新をしなかったときは専門公認心理師の資格を喪失する。

(規程の改定)

第13条 本規程の改定は、理事会の承認を得るものとする。

附則

- 1 この規則は、2023年3月12日から施行する。

一般社団法人 公認心理師の会認定 専門公認心理師 資格認定規程細則

- 第1条 一般社団法人 公認心理師の会認定 専門公認心理師資格認定規程（以下、「規程」という。）の施行にあたり、規程に定められた以外の事項については、一般社団法人 公認心理師の会認定 専門公認心理師資格認定規程細則（以下、「細則」という。）に従うものとする。
- 第2条 規程第6条第2項（コンピテンスリストの認定）について
資格認定を希望する分野のコンピテンスリストは、別表のとおりとする。
- 第3条 規程第9条（審査料と資格登録料）について
審査料は10,000円、資格登録料は20,000円とする。
- 第4条 規程第11条（資格の更新）について
資格認定を更新する者は、所定の申請書、証明書等を添えて、本会に申請しなければならない。
- （1）本会における更新の審査は、原則的には書類審査により実施され、理事会の議を経て決定される。
- （2）資格を更新するためには更新希望日から起算して過去5年間において、以下のaからgのいずれかで定められた方法で30単位以上（別表参照）の条件を満たしていることを原則とする。
- a 本会が主催する研修会等の受講
 - b 本会が主催する研修会等の講師
 - c 他団体が行った研修会等のうち本会が認定したものの受講
 - d 他団体が行った研修会等のうち本会が認定したものの講師
 - e 本会の年次集会への参加
 - f 本会が認める関連学会の年次大会への参加
 - g 症例報告もしくは研究発表等の業績。学術論文の業績については、第一著者、第二著者、第三著者、あるいは最終著者の業績に限る。
- （3）病氣療養、妊娠・出産・育児、介護、海外留学などのやむを得ない事情がある場合は、更新申請者の願い出によって更新を1年間猶予することができる。
- 第5条 更新時の資格登録料は、20,000円とする。
- 第6条 本細則の改正は、理事会の承認を得るものとする。

附則

- 1 この細則は、2023年3月12日から施行する。
- 2 この細則は、2025年3月9日から施行する。